選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

近江八幡市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 住 所

(電話番号)

印

(申出者が政党その他の政治団体である場合に あっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧す る必要がありますので、閲覧の申出をします。

1	活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2	閲覧事項の 利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
	が用り日的	
3	閲覧者の氏名	
	及び住所	
4	閲覧事項の	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
	管理の方法	
5	閲覧対象者の	
	範囲	
6	明乾土()元明十	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である
	閲覧者に関す る 事 項	旨記載すること。)
	O TO TO	
申出者が公職の候補者等であるとき		
甲	出有か公職の疾行	用有寺 じめるとさ
甲	立候補しよ	# 有 等 じ め る と さ (現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
甲	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
甲	立候補しよ 7 うとする 選挙の種類 候補者閲覧	
甲	立候補しよる 選挙の種類 候補者閲覧 8 事項取扱者	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
	7 立候補 しよる 選挙の種類 候補者閲覧 8 事項 指 定	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を
	7 立候補しよる類 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない
	立候補しよる 7 うとの種類 選挙の種類 候補者閲覧者 の 指 定 出者が政党その何	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない
	7 立う選補しよる類による類になる類にはなる類にはなる類にはなる類にはなる。	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない
	7 立う選補しよる類 による類 による類 にまる類 にまる類 にまる類 にまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる では	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない 也の政治団体であるとき
	7 立う選 候本の 者取 間 とよる類 とまる類 とまる類 と	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない 也の政治団体であるとき 別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を □ す る □ しない (添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他
申	7 立う選 候本の 者取 間 とよる類 とまる類 とまる類 と	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □ す る □ しない 也の政治団体であるとき 別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を □ す る □ しない
申	7 選 ((現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □する□しない 也の政治団体であるとき 別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を □する□しない (添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載

- 備考
 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
 2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。